

免許・技能講習・特別教育により就くことのできる業務等一覧（当協会関係のみ）

名 称		就くことのできる業務等
免許	クレーン運転士免許	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
	移動式クレーン運転士免許	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務
技能講習	車両系建設機械(整地等用)運転技能講習	機体重量が3トン以上の車両系建設機械で整地・運搬・積込み用及び掘削用のものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	機体重量が3トン以上の車両系建設機械で解体用のものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	不整地運搬車運転技能講習	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務
	高所作業車運転技能講習	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の業務
	床上操作式クレーン運転技能講習	床上で運転し、かつ、運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンであって、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務
	小型移動式クレーン運転技能講習	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務
	玉掛け技能講習	①つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務 ②制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務
	フォークリフト運転技能講習	最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	ショベルローダー等運転技能講習	最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	ガス溶接技能講習	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	労働安全衛生法施行令別表第6に定める酸素欠乏危険場所における作業の作業主任者の業務
	乾燥設備作業主任者技能講習	①乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの、 ②乾燥設備のうち、①の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料(最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上)を使用するもの又は熱源として電力(定格消費電力が10キロワット以上)を使用するもの による物の加熱乾燥の作業の作業主任者の業務
	プレス機械作業主任者技能講習	動力プレス機械を5台以上有する事業場の当該機械による作業の作業主任者の業務
	特定化学物質及び四アルキル鉛等技能講習	①労働安全衛生法施行令別表第3に定める特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験、研究の取扱を除く。)の作業主任者の業務 ②労働安全衛生法施行令別表第5に定める四アルキル鉛等業務に係る作業の作業主任者の業務
	有機溶剤作業主任者技能講習	屋内作業場、タンク、船倉、坑の内部等の場所では有機溶剤を製造し、又は取り扱う作業の作業主任者の業務
鉛作業主任者技能講習	労働安全衛生法施行令別表第4の第1号から第10号に定める鉛業務(遠隔操作を除く。)に係る作業の作業主任者の業務	
	クレーン運転業務特別教育	つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務
	小型車両系建設機械(整地等)運転業務特別教育	機体重量が3トン未満の車両系建設機械で整地・運搬・積込み用及び掘削用のものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	ローラー運転業務特別教育	ローラーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

特別教育	巻上げ機運転業務特別教育	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイス、エヤーホイス及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務
	高所作業車運転業務特別教育	作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転の業務
	揚貨装置運転業務特別教育	制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転の業務
	フォークリフト運転業務特別教育	最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	研削といし取替え等業務特別教育	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
	アーク溶接等業務特別教育	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
	酸素欠乏危険作業(第二種)に係る業務特別教育	労働安全衛生法施行令別表第6に定める酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
	動力プレスの金型等の取付け等業務特別教育	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取り外し又は調整の業務
	低圧電気取扱業務特別教育	低圧(直流750ボルト以下、交流600ボルト以下の電圧をいう。)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
	特定粉じん作業に係る業務特別教育	粉じん作業のうち、その粉じん発生源が粉じん障害防止規則別表第2に定める特定粉じん発生源であるものに係る業務
廃棄物焼却施設に関する業務特別教育	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務 ②廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務 ③廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却炉その他の燃え殻を取り扱う業務 	